ヨ　缶詰の食品
タ　水のみを原料とする清涼飲料水
レ　果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のもの
十五　放射線照射に関する事項
十六　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項
イ　シアン化合物を含有する豆類
ロ　あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんご
ハ　生乳、生山羊乳及び生めん羊乳
ニ　鶏の殻付き卵
ホ　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）
ヘ　ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用でないもの
ト　切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの
チ　冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの
十七　食品表示基準第四章に規定する添加物に関する事項
十八　食品表示基準第四十条に規定する生食用牛肉の注意喚起表示に関する事項

2　令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品及び容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。
一　栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。）の量及び熱量
二　特定保健用食品に関する事項
三　機能性表示食品に関する事項

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく飲食料品の区分等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく飲食料品の区分等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令

第一条を削る。

第二条中「法第十九条の十三第七項」を「農林物資の規格化等に関する法律（以下「法」という。）第十九条の十三第五項」に改め、同条を第一条とし、第三条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

第九条中「第七条」を「第六条」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令」を「農林物資の規格化等に関する法律施行令」に改め、同条を第十一条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

（表）

第　　号
年　月　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

年　月　日生

上記の者は、農林物資の規格化等に関する法律第20条第３項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

消費者庁長官　　印

写真　押出スタンプ

（裏）

農林物資の規格化等に関する法律抜粋
（立入検査等）
第20条　（略）
２　（略）
３　内閣総理大臣又は農林水産大臣（第19条の14第１項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第19条の13第１項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
４　前３項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
５　第１項から第３項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
６　（略）
第27条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
四　第20条第１項から第３項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第20条の２第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

第三条　健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正）

（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。